

一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団地域緑化奨励

補助金交付要綱

平成5年9月1日制定

(目 的)

第1条 この要綱は、主として市街化区域内の緑化を推進するため地域的に緑化整備をすすめる、住みよい生活環境を創出し、もって公共の福祉増進に寄与することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において「市街化区域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき定められた市街化区域をいう。

2 この要綱において「地域」とは、市民生活を営むコミュニティをいう。

(オープンスペース補助対象基準)

第3条 この要綱に基づく補助金は、次に掲げる事業を行おうとする個人又は団体に対して交付する。

(1) 地域緑化を施工する場合は、工事着手前の確認を必要とする。

(2) 地域内の緑化可能な概ね100平方メートル以上のオープンスペース（民有地に限る。）にその面積の30パーセント以上の部分に植栽（地被植物のみの植栽を除く。以下同じ。）を行う事業。ただし、事業実施後、10年以上オープンスペースとして利用するものに限る。

(3) 岐阜市町並み整備推進事業制度に基づき承認された緑化事業。ただし、植栽に限る。

(4) 岐阜市緑地協定要綱に基づき緑地協定を締結した区域の緑化事業。ただし、植栽に限る。

(補助金)

第4条 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、予算の範囲内とする。

区 分	補 助 金 算 定 基 準	限 度 額
植 栽	1平方メートルにつき5,000円を乗じた額	1件あたり 200,000円

2 前項の規定により算出する場合において、費用〔高木、中木、低木及び地被植物（芝生を含む。）の原材料費とし、植栽手間を除く。〕が1平方メートルにつき補助金算定基準の額に満たないときは、その額を補助金算定基準の額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付して一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請にやむを得ず変更を生じた場合は、地域緑化奨励補助金変更承認申請書（様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

(補助金の交付内定通知)

第6条 理事長は、前条第1項の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めた者に対して地域緑化奨励補助金交付内定通知書（様式第2号）により通知する。

2 前条第2項の規定による変更承認申請書を受理し、これを適正と認めた場合は、地域緑化奨励補助金変更承認書（様式第4号）により通知する。

（完成届）

第7条 前条第1項の規定により、補助金交付の内定通知を受けた者は、申請書のとおり工事を施工し、完成後10日以内に地域緑化完成届（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。

（現地確認）

第8条 理事長は、前条の規定による完成届を受理したときは、地域緑化奨励補助金交付決定現地調査報告書（様式第6号）にもとづき工事完了確認を行うものとする。

（補助金の交付決定通知及び交付）

第9条 理事長は、前条の規定により現地確認後適正と認めたものに対し、補助金交付決定通知書（様式第7号）を発し、補助金を交付するものとする。

2 理事長は、前条の規定により現地確認後適正でないと認めた者に対し補助金交付の内定通知を取り消し、又は減額して補助金を交付するものとする。

（維持管理義務）

第10条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後においても善良な維持管理につとめなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 5年9月1日から施行する。

この要綱は、平成 17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成 25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成 26年12月1日から施行する。